

加算等に関する届出について（地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所）

1 届出が必要な場合

- (1) 事前の届出が必要な加算を算定しようとするとき
- (2) 加算の算定要件に該当しなくなったとき
- (3) 現在算定している加算の内容に変更があったとき
- (4) 法改正に伴い届出事項が追加・変更となったとき

2 提出時期

上記1については、入所・入居系サービスを除き、算定しようとする月の前月 15 日までに提出する必要があります。

ただし、介護職員処遇改善・介護職員等特定処遇改善加算は、加算算定月の前々月の末日までに提出する必要があります。

なお、加算要件を満たさなくなった場合は、上記に関わらず速やかに提出してください。

3 令和3年度報酬改定に伴う介護報酬算定の届出等に係る留意事項について

令和3年4月の介護報酬改定に係る各種加算の届出の提出期限は、令和3年4月1日（木）

必着となります。

本メールに添付の様式により届出をお願いします。

なお、現在算定している加算について、算定要件が変更されたものについては、改めて届出が必要になりますので、別添資料「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」を参考に御対応くださいますようお願いいたします。

4 提出方法

郵送等により提出してください。

提出先 〒294-0871 南房総市谷向 100 番地

南房総市保健福祉部健康支援課 介護保険係